

# (仮称)旭川市まちづくり基本条例 素案骨格検討報告書

～ より良い“旭川”にするために ～



平成 25 年 2 月  
まちづくり基本条例庁内ワーキンググループ

# はじめに

本市は、人口減少、少子高齢化、核家族化や農村部などでの過疎化の進行など、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく上で、様々な課題に直面しており、多様化・複雑化する市民の価値観やニーズに対応した、個性的で、魅力と活力のあるまちづくりが求められています。

こうした課題を解決していくためには、地域のことは地域で考え、自ら解決するという地方自治の基本に立ち返った自主自律のまちづくりを進めるとともに、市民が主体のまちづくりを一層発展させることが必要となります。

そこで、まちづくりの主役である市民が生き生きと活躍できる仕組みや環境づくりを整えるため、まちづくりにおける基本的な理念や仕組みを総合的に定める「(仮称)旭川市まちづくり基本条例」(以下「まちづくり基本条例」という。)の策定が検討されることとなりました。

平成24年5月には、「(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)が定まり、基本条例の策定に当たり、より多くの市民の意見を反映するため公募市民と有識者などで構成する「旭川市まちづくり基本条例市民検討会議」と、同検討会議をサポートするための庁内組織の設置が位置づけられました。

「まちづくり基本条例庁内ワーキンググループ」(以下「庁内WG」という。)は、基本的な考え方に基づく庁内組織として設置されたものです。

平成24年5月30日の第1回会議をスタートに、市民参加や市民協働の推進、地域コミュニティなどの視点から検討を行う『市民・地域コミュニティ分野』グループと、適正な市政運営のあり方などの視点から検討を行う『行政運営分野』グループに分かれ、条例の目的や位置づけ、まちづくりの基本理念や基本原則など、条例の骨格となる部分について議論を深めてきました。

庁内WGでは、市民、議会及び行政がまちの課題を共有し、互いに協力しながら解決していくことが、旭川を魅力あるより良いまちにしていくと考え、自主自律・市民主体のまちづくりを進めるために必要となる基本的な事項を本報告書にまとめました。

素案骨格は、前文及び全9章で構成しており、第1章では、条例の目的、まちづくりの基本理念や基本原則などの総則について、第2章ではまちづくりの担い手である、市民の役割、議会の権能、行政の責務について記載しています。

また、第3章から第9章では、「未来へつながる市民主体のまちづくり」、「説明責任を果たすまちづくり」、「旭川らしさが溢れるまちづくり」をテーマに、旭川を魅力あるより良いまちにしていくために条例に盛り込むべき項目とその考え方について記載しています。

## 目 次

I 素案骨格全体イメージ図 .....	1
II まちづくり基本条例に盛り込むべき項目	
前文 .....	2
第1章 総則	
1-(1) 条例の目的 .....	3
1-(2) 基本理念 .....	3
1-(3) 基本原則 .....	3
1-(4) 位置づけ .....	4
1-(5) 条例の見直し .....	4
1-(6) 用語の定義 .....	4
第2章 まちづくりの担い手 .....	5
2-(1) 市民の役割 .....	6
① 市民(個人) .....	6
② 子ども .....	6
③ 事業者 .....	6
④ コミュニティ・地域組織 .....	6
2-(2) 議会の権能 .....	7
2-(3) 行政の責務 .....	7
① 市長 .....	7
② 市長等 .....	7
③ 職員 .....	7
基本原則に対応した「まちづくりを推進するためのテーマ」(図) .....	8

テーマ① 未来へつながる市民主体のまちづくり
------------------------

第3章 市民力・地域力の向上	
3-(1) 地域課題の共有と市民間の連携 .....	9
① 地域課題の共有 .....	9
② 市民間の連携 .....	9

3-(2) 担い手の育成	10
① 地域のリーダー(コーディネーター)の育成	10
② まちづくりへの関心・意識づけ	10
3-(3) 子どもの参加と育成	11
① 子どもの視点でのまちづくり	11
② 次世代の担い手の育成	12
3-(4) コミュニティの尊重と支援	13

#### 第4章 市民参加と協働の推進

4-(1) 市民参加の推進	14
① 市民意見の尊重	14
② 地域意見の尊重	14
4-(2) 協働の推進	15

#### 第5章 情報の共有と管理

5-(1) 情報の共有	16
① 情報の発信	16
② 情報の公開	16
5-(2) 情報の適正な管理	17
① 情報の適正な取扱い	17
② 個人情報の保護	17

テーマ② 説明責任を果たすまちづくり
--------------------

#### 第6章 プランに基づいた市政運営

6-(1) 計画の策定と実行	18
① 総合計画の策定と実行	18
② 各行政分野における計画の策定と実行	19
6-(2) 健全な財政運営	20
① 持続可能な財政運営	20
② 分かりやすい財政状況公表の工夫	20
6-(3) 市政の検証と反映	21
① 行政評価の推進	21

第7章 適正な市政運営と法令運用	
7-(1) 公平公正な市政運営	22
① ルールに基づいた市政運営	22
② チェック機能の働く市政運営	22
7-(2) 危機管理体制の構築	23
7-(3) 適正な法令運用	23
① 政策法務の推進	23
② 法令遵守の推進	23

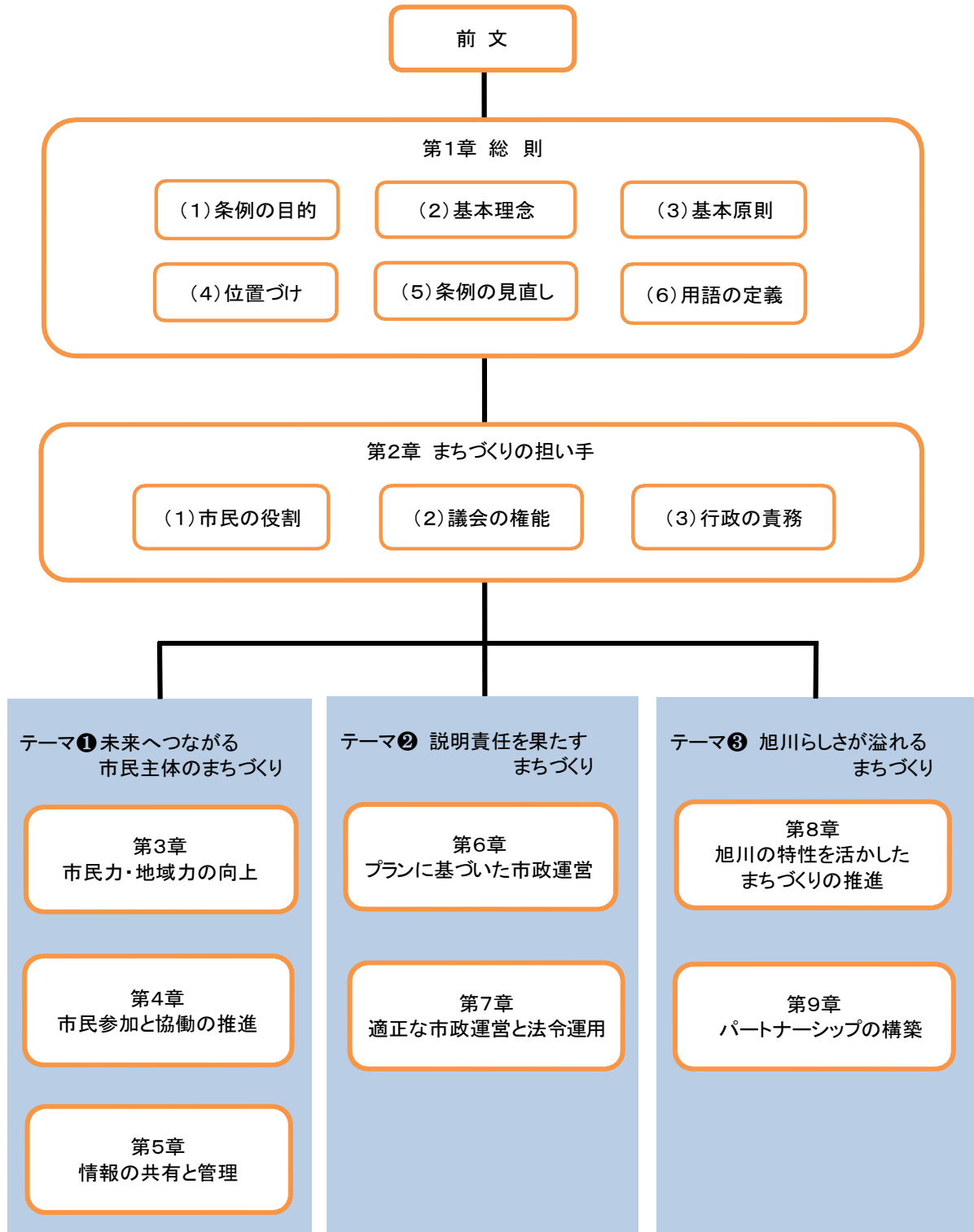
テーマ③ 旭川らしさが溢れるまちづくり
---------------------

第8章 旭川の特性を活かしたまちづくりの推進	
8-(1) 旭川ブランドの育成	24
8-(2) 地域資源の積極的な活用	24

第9章 パートナーシップの構築	
9-(1) 連携と交流の推進	25
① 連携の推進	25
② 交流の推進	25

Ⅲ 新たな取組の検討例	26
-------------	----

# I 素案骨格全体イメージ図



## Ⅱ まちづくり基本条例に盛り込むべき項目

### 前文

条例を制定する背景を描くとともに、旭川らしさを織り込みながら、条例の中身が分かるような内容にします。

#### 【補足説明】

まちづくり基本条例は、市民、議会及び行政のそれぞれがまちづくりの担い手として、互いに対話を行いながら、自主自律のまちづくりを進めていくために定めるものです。

そのため、誰もが条例の趣旨を理解し、条例に基づいてまちづくりを行うことが重要です。

一般的に前文は、法令制定の趣旨、目的、基本原則等を述べた総合的な文章であることから、その性格を活用し、前文で条例の中身を分かりやすく解説することが大事です。

また、条例に独自性を持たせるとともに、旭川を内外に強く発信するためにも、“旭川らしさ”を織り交ぜることも重要と考えました。なお、庁内WGで考えた“旭川らしさ(旭川の強み)”は、次のとおりです。

#### ① 北国特有の気候

旭川冬まつりや氷彫刻世界大会の開催、バーサーロペットジャパンをはじめとしたウィンタースポーツの発展など、南国では味わえない雪を楽しめる気候に恵まれています。

#### ② 都市機能の集積

旭川は行政面積が広いものの、上下水道や電気などの生活インフラ、道路網や駅・空港、医療機関や高等教育機関などがコンパクトに集積しており、生活しやすい環境が整っています。

#### ③ 地場産業の発展

都市と農村が融合している旭川は、おいしいお米や野菜の生産基地となっています。また、世界ブランドとなっている旭川家具をはじめ、産業が発展しているほか、北海道のほぼ中央に位置しており、地理的にも交通の要衝であることから、物流の拠点にもなっています。

#### ④ 多様な文化形成

アイヌの人々が自然との共生の中で築いてきた独自の文化がある一方で、入植してきた人々のたゆまぬ努力と英知で個性豊かな文化も形成してきました。市内の至るところに、彫刻や文化施設が充実しており、暮らしに潤いをもたらしています。

# 第1章 総則

## 1－(1) 条例の目的

旭川を魅力のあるより良いまちとするため、市民、議会及び行政が互いに対話をし、自主自律のまちづくりを進めるのに必要となる基本的な事項を定めます。

## 1－(2) 基本理念

- ① 一人ひとりが他人を思いやりながら、生活の質の向上を図り、充足感や幸福感、未来への希望を持てる”旭川”の実現を目指すとともに、次世代を担う人を育て、持続可能なまちづくりを進めます。
- ② 市民主体を原則としながらも、時代の要請に沿った都市の在り方や指針となる基本構想を市民とともに行政が策定し、議会の同意を得た上で、三者協力の下、その実現に向けたまちづくりを進めます。
- ③ 旭川の特長や魅力を最大限に引き出すとともに、先人達の築き上げてきた良き伝統を尊重し、旭川らしさが溢れるまちづくりを進めます。

### 【補足説明】

庁内WGでは、基本理念を“まちづくりの基本的方向性”と捉えて上記の3つの理念を掲げました。

## 1－(3) 基本原則

- ① 子どもから大人まで市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを基本とします。
- ② 議会及び行政は、市民の負託に応え、団体自治としての説明責任を果たすとともに、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境整備に努めることを基本とします。
- ③ 市民、議会及び行政は旭川の地域力・ブランド力を高めるとともに、旭川の特長を尊重したまちづくりを基本とします。

### 【補足説明】

庁内WGでは、基本原則を“まちづくりの進め方(基本理念を実現させるための方針)”と捉えて上記の3つの原則を掲げました。



## 1-(4) 位置づけ

まちづくりのルールとしての最高規範性を有する条例であるか、この条例の趣旨を尊重し、条例その他諸制度の総合調整を図ることのみ明記するかは、意見の一致を見なかったことから、別に検討を要するものと提言します。

### 【補足説明】

ここでいう”最高規範性”とは、条例間の優劣や上下関係を築くという意味ではなく、市民、議会及び行政がまちづくりを行う上での根拠や判断基準として、この条例の趣旨を尊重し、条例その他諸制度の総合調整を図るという意味です。

## 1-(5) 条例の見直し

この条例制定後、時代や環境の変化に即したものとなるよう条例を見直すことも必要です。

### 【補足説明】

まちづくり基本条例は、本市の人口構成や経済・社会情勢等の変化に対応していく必要があります。

今後、より市民参加の機運が高まる、あるいはコミュニティが活発化するなど、まちづくりの熟成度合いに応じて、条例で定めるべき項目について柔軟に見直すことが必要と考えました。

### 【特記事項(課題点・提言など)】

見直しの時期や見直しの方法については、「最高規範性」との位置づけも含め検討すべきと思われます。

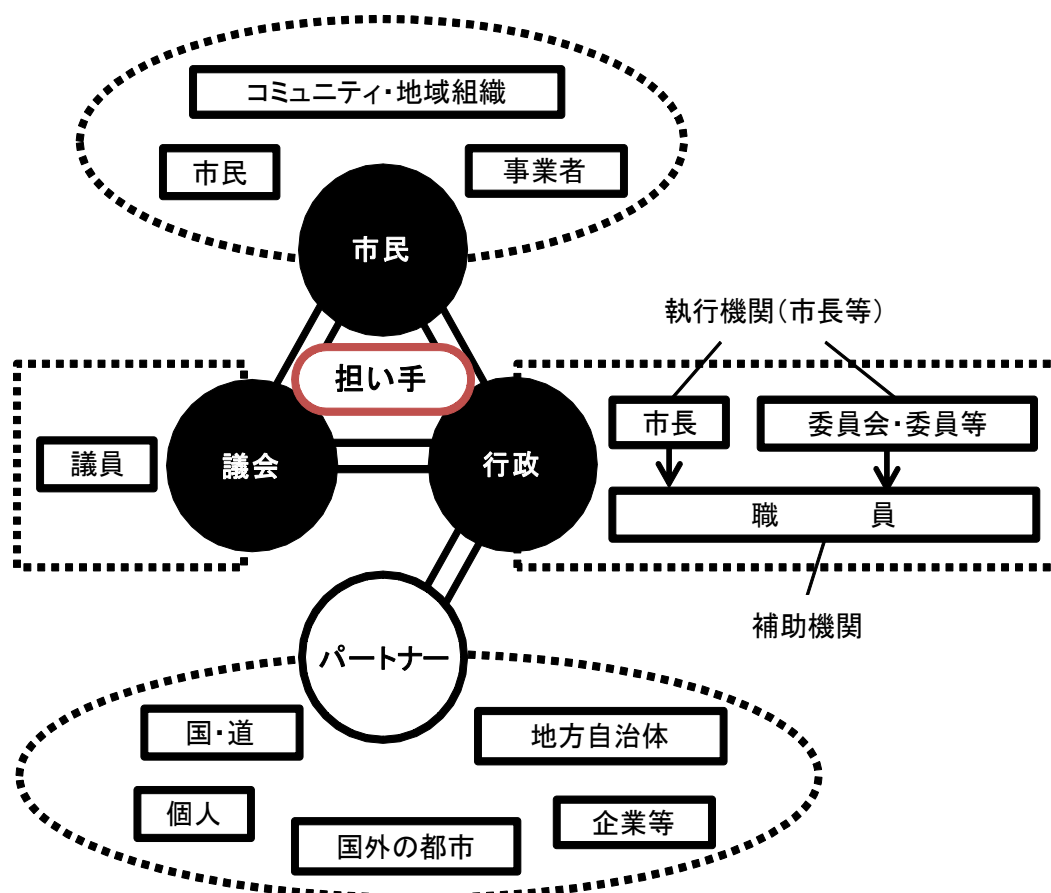
## 1-(6) 用語の定義

- ① まちづくり …… 市民、議会及び行政がまちの課題を共有し、互いに協力しながら解決することで、旭川を魅力あるより良いまちにしていく営みをいいます。
- ② 市民 …… 市内に居住・就業・就学する個人、市内に営業・活動の拠点を有する法人その他の事業者及びコミュニティ・地域組織をいいます。
- ③ 市長等 …… 市長、水道事業管理者、病院事業管理者、教育委員会その他の市の執行機関をいいます。

### 【補足説明】

必要に応じて、用語の定義を行うべきと結論しました。庁内WGでは、上記の3語について定義を試みました。

## 第2章 まちづくりの担い手



まちづくりの担い手として、「市民」、「議会」、そして、「行政」がいます。旭川をより良いまちとしていくためには、この3者が手を携え、対話を行いながら協力していくことが大切です。

この章では、「市民の役割」、「議会の権能」、「行政の責務」に着目し、まちづくりの各担い手について整理をしました。

### 【補足説明】

上のイメージ図では、まちづくりを取り巻く環境として、国や道、他の地方自治体、国外の都市、企業等や個人などのパートナーを掲げました。庁内WGでは、こうしたパートナーと提携・協力し、まちづくりを進めることも有効であると考えました。詳細につきましては、第9章「パートナーシップの構築」で述べます。

## 2-(1) 市民の役割

自主自律のまちづくりを進めるためには、「自助」・「共助」・「公助」による取組が必要になります。そのため、市民それぞれがまちづくりの主体であることを認識し、積極的に行動することが重要です。特に、子どもについては将来のまちづくりを担う世代として、旭川の未来にとってかけがえのない存在です。

### ① 市民(個人)

市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加する権利を有しています。

また、市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識するとともに、発言と行動に責任を持ち、積極的にコミュニティ・地域組織の活動に参加するなど、その活性化によりまちづくりに寄与する役割を担っています。

#### 【補足説明】

コミュニティ・地域組織との連携や協力が「自助」・「共助」・「公助」の精神に基づくまちづくりの推進につながっていきます。また、市民一人ひとりがまちづくりに参加し、その力を高めることで、市民力の向上につながっていきます。

### ② 子ども

子どももまちづくりの主体として、その年齢や成長に応じた役割を担います。

また、子どもは未来を担う重要な存在であり、市民・行政は子どもの活動や意見を尊重し、まちづくりに参加しやすく、郷土への愛着を持てるような環境づくりをすることが重要です。

### ③ 事業者

事業者は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、健全な事業活動を行うことにより、まちづくりに貢献する役割を担っています。

#### 【補足説明】

事業者の役割は、健全な事業活動を通して地域社会へ貢献するとともに、まちづくりに関する活動への理解を深めまちづくりの主体として協力することも含みます。

### ④ コミュニティ・地域組織

コミュニティ・地域組織の活性化が活力のあるまちづくりにつながっていきます。

コミュニティ・地域組織は、自主性・自律性を尊重されながら活動する権利を有するとともに互いの活動を尊重し、必要な連携や協力を図りながらまちづくりに貢献する役割を担っています。

#### 【補足説明】

コミュニティ・地域組織の活性化による課題解決力を高めることで、地域力の向上につながっていきます。

## 2-（2） 議会の権能

二元代表制の下、執行機関との健全な緊張関係を保持し、立法機能や監視機能を発揮するとともに、政策形成機能を高め、住民全体の福祉の向上を目指す議会は、本市の意思決定機関であり、まちづくりの重要な担い手です。

### 【補足説明】

議会の持つ権能などの詳細については、旭川市議会の最高規範として、平成22年に旭川市議会基本条例が制定されています。

## 2-（3） 行政の責務

執行機関である市長及び行政委員会、その補助機関である職員は、公共の福祉の実現を図るため、政策を企画・実施するまちづくりの担い手です。

庁内WGでは、行政を「市長」、「市長等」（用語の定義参照）、「職員」に区分し、それぞれが持つ責務について、次のとおり考えました。

### ① 市長

a) 住民の負託に応え、本市の代表としてリーダーシップを最大限に発揮し、自主自律のまちの実現を図る責務を有します。

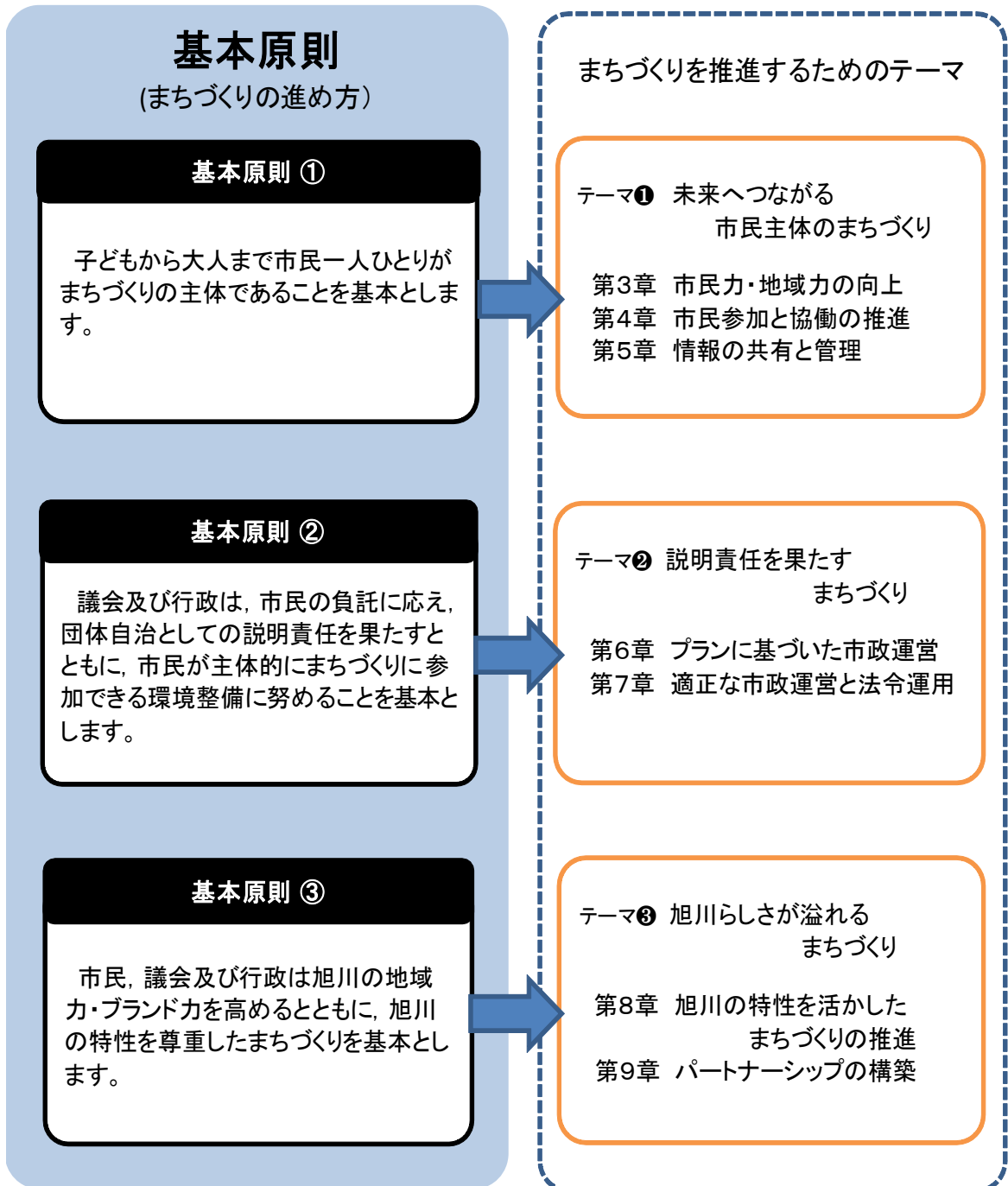
### ② 市長等（執行機関）

- a) 市民の建設的かつ公益的な声を市政に反映させる責務を有します。
- b) 市民が声を出しやすい環境づくりに努める責務を有します。
- c) 公平公正・透明性の高い市政を確保するとともに、効率的な市政運営に努める責務を有します。
- d) 職員を適切に指揮・監督するとともに、職員の能力向上を図る環境づくりに努める責務を有します。

### ③ 職員（補助機関）

- a) 全体の奉仕者として、公共の利益の増進のため、公平公正かつ誠実に職務に従事する責務を有します。
- b) 職務に必要な専門的知識の習得や能力の向上に努める責務を有します。

# 基本原則に対応した「まちづくりを推進するためのテーマ」



## テーマ① 未来へつながる市民主体のまちづくり

### 第3章 市民力・地域力の向上

#### 3-1(1) 地域課題の共有と市民間の連携

##### ① 地域課題の共有

市民、議会及び行政が共通の課題認識を持ち、相互に補完し協力し合うことが、まちづくりを進める上で重要です。その一方で、市の中心部と郊外とでその地域性に違いがあるように、地域によって抱える課題は様々です。また、市民、議会及び行政が考える地域課題も必ずしも同じとはいえません。その多様性を認め、共通の課題認識を持つために、地域課題を共有することが必要です。

##### 【補足説明】

市内の他の地域を知ることで、自らの地域を見つめ直すことも大切です。市民、議会及び行政が市内の各地域のことをよく理解し、それぞれの役割を果たすことが、まちづくりを進める上で重要です。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・市民参加推進条例
- ・地域まちづくり推進協議会
- ・市民委員会連絡協議会

##### ② 市民間の連携

多様な課題を解決するためには、個人、町内会、事業者、団体等が、それぞれの分野の強みを生かし、互いに協力することが必要です。連携をすることにより相乗効果が生まれ、課題解決力の向上につながることから、市民間の連携は必要です。

##### 【補足説明】

連携により、新たな人と人とのつながりも生まれます。人と人とのつながりは助け合いの社会に欠かせないものであり、少子高齢化及び核家族化が進む現代においてはとても大切なものです。

##### 【特記事項(課題点・提言など)】

市民間の連携が円滑かつ活発なものとなるように、行政は市民間のかけ橋となるような支援について検討すべきと思われます。

### 3-(2) 担い手の育成

#### ① 地域のリーダー(コーディネーター)の育成

地域の課題を取りまとめ、中心となって活動してくれるリーダー(コーディネーター)を継続的に育成することは、地域力の向上につながることから必要です。

##### 【特記事項(課題点・提言など)】

公民館等を拠点として地域の担い手を育成するなど、より一層継続的な取組が行えるような仕組みづくりについて検討すべきと思われます。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・旭川ウェルビーイング・コンソーシアム等との連携事業
- ・市民委員会連絡協議会

#### ② まちづくりへの関心・意識づけ

市民はまちづくりの主体であることを再認識し、まちづくりへの関心を持つことが重要です。市や地域の様々な課題を自らの課題として考え行動する意識をより高めることが、市民主体のまちづくりを進める上で必要です。

##### 【特記事項(課題点・提言など)】

仕事などで、時間的にもまちづくり活動になかなか参加をする機会がない市民にも、どのようにまちづくりに関わってもらえるかを検討し、少しでも活動に参加し、まちづくりについて考えてもらえるような環境整備について検討すべきと思われます。

### 3-(3) 子どもの参加と育成

#### ① 子どもの視点でのまちづくり

大人だけではなく、子どもの視点や意見も、まちづくりを進める上で貴重なものです。このため、まちの将来を担う子どもたちの成長段階や年齢に応じてまちづくりへの参加の機会を提供していくことが必要です。

##### 【補足説明】

まちの将来を担う子どもたちを育むという視点からまちづくりを考えることは、とても大切なことです。このため、庁内WGでは、特に「子ども」というキーワードを設け検討を進めました。

まちづくりの担い手は大人だけではなくありません。大人が気づきづらい、また見過ごしがちな、子どもならではの視点や意見もまちづくりに反映させていくことができるならば、希望に満ちた個性豊かで活力のあるまちづくりを進めていくことができると思われれます。

子どもの意見は、子どもの成長段階により異なりますし、家庭や学校、クラブ活動などで見聞きし感じたことを自分なりの言葉で表明するものですから、素朴で単純なものかもしれません。しかし、まちづくりの進め方を様々な視点から多角的に捉え、検証し評価することが可能となります。

また、親の世代にとっても、子どもがまちづくりに参加し取り組むことを通して、まちづくりへの関心を高めることや、まちの魅力を再発見することができると思われれます。

##### 【特記事項(課題点・提言など)】

子どもが読んでも理解しやすい、条例の副読本やガイドブックを作成するなど、子どもの時から条例の理念が浸透するような仕組みづくりについて、今後検討すべきと思われれます。

子ども自身が、地域の課題に目を向け、まちづくりについて学習し、成長段階に応じてまちづくりに参加できるような環境の整備について、今後検討すべきと思われれます。

多くの子どもたちの参加を促すためには、教育現場との連携が重要となります。今後、関係機関等との連携が必要となります。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・子ども議会
- ・市長と青少年との対話集会



## ② 次世代の担い手の育成

子どものときから地域で活動する場を持つことで自然とまちづくり活動が身につき、まちへの理解が深まることによって、将来のまちづくりの担い手として育てられていく必要があります。

### 【補足説明】

まちづくりを進める上では、将来を担う子どもたちをどのように育てていくかという視点も大切です。そして、子どもたちが成長していく中で、年齢に応じてまちづくりに参加し経験することは大きな意味があります。

例えば、地元のイベント活動やボランティア活動などへ参加することは、地域の様々な人たちとの触れ合いを通して社会性を育むことや、まちづくりへの関心を高めることが期待できますし、地域の課題に目を向ける力や自分なりの意見を持ち発信する力を養うことも期待できます。さらには、将来のまちづくりの担い手として、地域への愛着(郷土愛)を高めることにもつながります。

### 3-(4) コミュニティの尊重と支援

コミュニティ活動を行いやすい環境が作られることでまちづくり活動が活性化することから、コミュニティの自主性、自律性を尊重し支援することは必要です。

#### 【補足説明】

コミュニティには、町内会や市民委員会、消防団等のような地域コミュニティと、子育てサークルなどのように特定の目的・課題を共有して活動するコミュニティがありますが、コミュニティの自主性や自律性が尊重され、活動しやすい環境が整えられることにより、まちづくりは活性化していきます。

市民にとっても、コミュニティ活動への参加や、活動を理解し協力することが大切です。まつりなどの行事や地域活動へ参加したり支援することは、地域住民間のつながりの大切さを再確認・再認識し、その営みを通して、互いを尊重し助け合う精神や連帯意識を深めることができます。

#### 【特記事項(課題点・提言など)】

市民と行政は、コミュニティの自主性・自律性を尊重しつつ、コミュニティ活動が活発に行われるよう、より一層の環境整備について検討すべきと思われます。

#### 【既存制度・取組例など】

- ・地域会館等建設費補助金
- ・市民委員会連絡協議会
- ・市民活動交流センターCoCoDe
- ・旭川市民活動情報サイト
- ・市民委員会チャレンジ事業
- ・各種出前講座

## 第4章 市民参加と協働の推進

### 4-（1）市民参加の推進

#### ① 市民意見の尊重

意見提出手続や附属機関，市長への手紙など様々な機会を通じて，市民の建設的かつ公益的な意見を聞くことは，本市施策の形成・推進を図る上で必要です。

##### 【特記事項(課題点・提言など)】

市民の意見を市民が評価し，市民同士で議論を深めていくような意見集約方法により，幅広い市民参加を促し，まちづくりへの関心を高めていくことは重要ですので，今後，仕組みについて検討すべきと思われます。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・市民参加推進条例
- ・市長への手紙
- ・旭川市民アンケート

#### ② 地域意見の尊重

市内の各地域で抱える課題等を共有し，地域特性を生かした個性ある多様なまちづくりを推進するため，地域まちづくり推進協議会や市民委員会連絡協議会などを通じて，地域コミュニティとの積極的な関わりを持つことは必要です。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・地域まちづくり推進協議会

## 4-(2) 協働の推進

地域や社会の課題に的確に応えていくため、NPO法人、ボランティア団体、町内会など、自主的で自発的な活動を行う市民と行政とが一体となり、まちづくりを推進することは必要です。

### 【特記事項(課題点・提言など)】

協働の指針となるものについて、今後、検討すべきと思われます。また、男女共同参画やノーマライゼーションなどの視点を取り入れるとともに、次世代を担う子どもの成長段階に応じた参加のあり方なども求められることから、今後、検討すべきと思われます。

### 【既存制度・取組例など】

- ・協働事業を効果的に進めるための21箇条
- ・市民の企画提案による協働のまちづくり事業
- ・市民委員会女性部による、結核検診、胃がん肺がん巡回検診のPRの協力
- ・各種協定事業(例:健康男子プロジェクト)

## 第5章 情報の共有と管理

### 5-（1）情報の共有

#### ① 情報の発信

地域の独自性を生かした、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するため、行政や市民が持つ情報資源は重要であることから、市内外への的確な情報を発信する広報活動は必要です。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・広報戦略プラン
- ・広報誌発行規則
- ・ホームページ掲載要綱
- ・旭川市民活動情報サイト
- ・旭川市生涯学習ポータルサイト まなびネットあさひかわ

#### ② 情報の公開

市民の知る権利を尊重し、公平公正で透明なまちづくりのため情報を公開することは、市民と行政が相互に補完し、協力し合いながらまちづくりを進める上で必要です。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・情報公開条例
- ・市民参加推進条例

## 5-(2) 情報の適正な管理

### ① 情報の適正な取扱い

事務事業の適正な執行に当たっては、事務の迅速かつ確実な処理及び効率化を図るとともに、情報共有の促進や事故防止に備えるため、公文書等の適正な取扱いが必要です。

【既存制度・取組例など】

・事務取扱規程

### ② 個人情報の保護

公文書の中でも、特に個人情報については、市民の基本的な権利(プライバシー権)を守る観点から、適正な取扱いが必要です。

【既存制度・取組例など】

・個人情報保護条例

## テーマ② 説明責任を果たすまちづくり

### 第6章 プランに基づいた市政運営

#### 6-（1）計画の策定と実行

##### ① 総合計画の策定と実行

めまぐるしく社会状況が変化する中で、複雑化・多様化している市民ニーズに的確に対応するためには、市民、議会及び行政が目指すべき将来像を共有していかなければなりません。そのため、中長期的な視点に立ったまちづくりの展望を市民にわかりやすく示し、より良い旭川の目標像を市民、議会及び行政が共有できるよう、総合的かつ計画的な市政運営の指針として総合計画を策定し実行することが必要です。

##### 【特記事項(課題点・提言など)】

平成23年の地方自治法改正に伴い、基本構想の策定については議会の議決を含め法的な義務付けが削除されましたが、都市計画などの諸計画では、その基本的方針を定めるに当たって、所管する法令により議会の議決を経た基本構想を踏まえることが義務付けられているものがあります。基本構想を含めた総合計画を策定しなくなった場合、依拠すべきものがなくなってしまうため、この点について、十分留意する必要があります。

例として、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律)、都市計画マスタープラン(都市計画法)、景観計画(景観法)、緑の基本計画(都市緑地法)があります。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・総合開発計画策定に関する規則
- ・第7次旭川市総合計画

## ② 各行政分野における計画の策定と実行

総合計画が示す目標を達成するため、保健・医療・福祉・産業・教育・環境等各行政分野においてもきめ細かな計画を策定し、実行することが必要です。

### 【特記事項(課題点・提言など)】

各行政分野において、旭川らしさを打ち出す取組が必要な計画もあると思われます。

### 【既存制度・取組例など】

・各行政分野における諸計画



## 6-(2) 健全な財政運営

### ① 持続可能な財政運営

本格的な少子高齢社会の到来等により、社会保障費の増加、市税収入の減少など、本市の財政は厳しい状況にあります。そうした中で、長期的な視点に立ち、計画的に財政運営を図ることは、持続可能な自治体の運営体制を構築する上からも必要です。

#### 【特記事項(課題点・提言など)】

時代の変遷等に伴い、財政を取り巻く環境が変化することも十分に想定されることから、柔軟に見直しをできるような条文構成が求められるものと思われます。

また、将来的な財源を確保するため、市の貯金(基金)を増やす努力や、企業誘致による税収の増を目指すなど、戦略的な取組を今後も継続していくことが必要と思われます。

#### 【既存制度・取組例など】

- ・新旭川市財政健全化プラン
- ・旭川市行財政改革推進プログラム 二訂版
- ・各種基金
- ・ふるさと納税

### ② 分かりやすい財政状況公表の工夫

法令等(例:地方自治法243条の3)に基づき、地方自治体は財務諸表を公表していますが、当該資料が膨大な量であることに加え、難解な内容となっています。住民自治を促す上でも、本市の財政状況を市民が知ることは重要でありますので、財政の状況を分かりやすく公表するよう努めることは必要です。

#### 【既存制度・取組例など】

- ・「旭川市の予算はどうなっているの？」
- ・「旭川市の決算はどうだったの？」

## 6-(3) 市政の検証と反映

### ① 行政評価の推進

市政の各種取組の検証を行い、その結果を反映させていくことは、市民サービスや行政運営の向上を図る上で必要です。

#### 【特記事項(課題点・提言など)】

検証結果及び反映状況を市民に分かりやすい形で公表していくことも重要ですので、今後検討すべきと思われます。

#### 【既存制度・取組例など】

- ・施策評価
- ・推進計画事業調査

## 第7章 適正な市政運営と法令運用

### 7-（1） 公平公正な市政運営

#### ① ルールに基づいた市政運営

行政手続（申請に対する処分，不利益処分，行政指導及び届出）に関する基準を明らかにしておくことは，市政運営の公正と透明性を確保し，市民の権利利益の保護を図る上で必要です。

【既存制度・取組例など】

・行政手続条例

#### ② チェック機能の働く市政運営

市民の負託に応えるため，業務査察などの内部チェック機能を担保し，適正な市政運営に努めることは必要です。

【既存制度・取組例など】

・業務査察規程

## 7- (2) 危機管理体制の構築

様々な危機の発生を未然に防ぐとともに、被害の拡大を最小限に止める対策を講じることは、市民の生命や身体、財産などを守り、安全で安心な暮らしを確保する上で必要です。

### 【補足説明】

様々な危機とは、雪害や洪水等の自然災害、感染症等の健康被害、食糧汚染問題、情報セキュリティ管理に関することなどを含みます。

### 【特記事項(課題点・提言など)】

想定される自然災害や社会情勢の変化に応じて、様々な危機に対応できるよう、市民団体や関係機関等とより効果的な連携を図れるよう検討すべきと思われます。

### 【既存制度・取組例など】

- ・危機管理基本指針
- ・災害時相互応援協定(北名古屋市、南さつま市など)
- ・防災協定(医療救護活動、生活物資等の供給、緊急輸送、応急活動など)
- ・コミュニティ防災資機材等整備事業

## 7- (3) 適正な法令運用

### ① 政策法務の推進

地域の実情や市民のニーズに沿った条例等の整備を行うとともに、地方自治法や関係法令等を適切に解釈し運用を図ることは、自律性の高い自治体運営のあり方として必要です。

### ② 法令遵守の推進

市民に信頼される公平公正で透明性の高い市政運営を確立し、市民利益の増進を図るためには、法令遵守が必要です。

### 【既存制度・取組例など】

- ・旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例

## テーマ③ 旭川らしさが溢れるまちづくり

### 第8章 旭川の特性を活かしたまちづくりの推進

#### 8-（1）旭川ブランドの育成

本市には、家具、ラーメン、日本酒など、旭川ブランドとしての地位を築いているものがあります。こうしたブランドに磨きをかけるとともに、新たなブランドを開拓・育成することは、本市の PR ツールを増やし、本市の魅力を高めることにつながる必要があります。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・旭川市デザイン振興基金

#### 8-（2）地域資源の積極的な活用

気候風土や地場産業、観光、文化等様々な地域の要素・資源を積極的に最大限に活用し、旭川が有している優位性や独自性を発揮しながら、旭川らしさが溢れるまちづくりを行うことが必要です。

##### 【既存制度・取組例など】

- ・新製品等開発・研究促進補助金
- ・販路開拓支援事業
- ・地場食材活用促進事業

## 第9章 パートナーシップの構築

### 9-（1）連携と交流の推進

#### ① 連携の推進

まちづくりを推進する中では、本市単独では解決することが難しい場面も想定されることから、国や道との緊密な連携により、地域課題の解決を図ることが必要です。また、近隣市町村との広域的・戦略的な連携が、相互発展していくため必要です。

他の自治体や企業・団体等との連携を進めることは、防災体制を整備するなど、安全で安心なまちづくりを推進することにつながる所以需要です。

本市事業への企業協賛や、市外在住者によるPR活動等、本市のパートナーとの連携を図り、協力を得ることは、旭川の魅力を高める上で必要です。

#### 【既存制度・取組例など】

- ・上川中部定住自立圏形成協定
- ・災害時相互応援協定(北名古屋市, 南さつま市など)
- ・防災協定(医療救護活動, 生活物資等の供給, 緊急輸送, 応急活動など)
- ・バーサーロペット・ジャパンへの特別協賛(大手飲料メーカーなど)
- ・観光大使
- ・東京旭川会・関西旭川会(ふるさと会)との交流

#### ② 交流の推進

魅力あるまちづくりを推進する中で、他の自治体との交流・協力をより一層進めることは、経済の発展や観光の振興の観点からも必要です。

また、社会のグローバル化に対応し、姉妹・友好都市をはじめとした海外の自治体等との交流・協力を積極的に取り組むことも必要です。

#### 【既存制度・取組例など】

- ・国内地方都市との交流(北名古屋市, 南さつま市)
- ・海外都市等との交流(姉妹・友好都市, モンゴル国ウランバートル市など)

### Ⅲ 新たな取組の検討例

4-(1)-①(P14)の特記事項にある意見集約方法として、庁内WG全体での意見の一致は見られませんでした。画期的な意見がありましたので、その概要(コンセプト)を紹介します。

#### 新しい市民意見集約システム

##### 【背景・目的】

効果的な行政サービスを実現し、多様化・複雑化する昨今の行政課題に対応するとともに、限りある資源で優先的な課題から着手するためには、市民の賛同を得たより必要性の高い意見の集約方法を確立することが重要です。

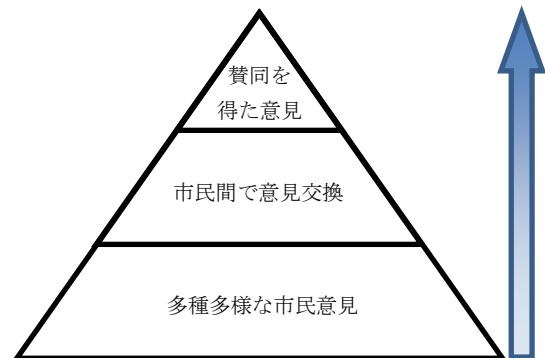
##### 【新意見集約システムの概要(コンセプト)】

日頃、市民が抱えている様々な課題や意見を自ら提案し、そうした意見等を市民同士で議論を深め、「市民間の賛同を得た意見」を行政に提起します。

一方、行政はそうした意見交換を行う場や機会を提供するとともに、「市民間の賛同を得た意見」を尊重し、市政に反映するよう努めます。

この意見集約システムを『ASaPPY意見集約システム』と名付けます。

<b>A</b> sahikawa	旭川市
<b>S</b> uggestion	提案
<b>a</b> nd	と
<b>P</b> articipation	参加(の)
<b>PY</b> ramid	ピラミッド



##### 【システムの導入により期待される効果】

- ① 市民同士での議論が加わることで、より多くの視点を取り入れることができ、課題共有の促進を図ることができます。
- ② 市民と行政との役割分担が明確化するとともに、これまで以上に市民参加の意識醸成を促し、市民主体のまちづくりを進めることができます。

## おわりに

庁内WGでは、まちづくり基本条例への理解を深めるため、「これからのまちづくりに求められること」や、「地域の中で本当に大切にしたいものは何なのか」を話し合い、更に、他市の条例研究を行っていくなかで、「市民主体のまちづくりを推進すること」、「市民と議会、行政の距離をこれまで以上に近づけること」の必要性を認識し、これらを実現するためにどのような項目をまちづくり基本条例に盛り込むべきか、それぞれの経験や知識を活かし議論を重ねてきました。

条例に必要な項目を検討する中で大切にしてきたことがあります。

『市民・地域コミュニティ分野』グループでは、「大人はもちろん、子どももまちづくりの大切な担い手である」、「自主自律の考えに基づき、市民主体のまちづくりを実現するためには、何が必要なのか」という視点。『行政運営分野』グループでは、「市民がまちづくり活動を行う上で、条例に必要なことは何か」、「市民の負託に応え、団体自治としての説明責任を果たすために条例に必要なことは何か」という視点です。

庁内WGで討議されながらもまとめられなかった提言や提案は、本報告に残していくことにしました。一人ひとりの声は、どれも大切な気づきであり、今後の議論を推し進める上で大事な論点になりうると考えたからです。

当初の議論では条例の必要性さえも迷うことがありましたが、今では各員が条例策定の目的を理解し、また自らも「まちづくり」の担い手であると自覚するまでに到達することができたと確信しています。

まちづくり基本条例ができることで、既存の取組は意味を増し、新たな取組に対しては後押しになることを思い描いていますが、条例制定そのものが最終目的ではありません。市民がまちづくりを他人の責任とすることなく、公共における課題を認識し、自ら考え、自ら決断し、自ら行動し、そしてその実りを得ることこそが、本来の自治のあるべき姿であり、市民主体のまちづくりである、と考えます。また、私たち職員もまちづくりの担い手の一員として、市民の「地域を、旭川を良くしたい」という想いに寄り添って、それを実現するべく今後も引き続き努力していく必要があります。

報告書の作成にあたり一面的な考え方に偏らないように注意を払ってきましたが、荒削りであり不足している点もあるかと思えます。今後は、この報告書が市民検討会議や庁内各方面、関係者や関係機関等による話合いのたたき台となり、「自主自律のまちづくり」「市民主体のまちづくり」を実現させる仕組みが、旭川のまちづくりに関わる全ての人々の歩み寄りによって形づくられていくことを願っております。

まちづくり基本条例庁内ワーキンググループ



平成24年度 まちづくり基本条例庁内ワーキンググループ名簿

	部 局 名	所 属	氏 名	
〈市民・地域コミュニティ分野〉	【A班】 (10名)	会計課	会計課	櫻井 亜衣
		税務部	資産税課	高嶋 絹華
		市民生活部	市民活動課	吉川 泰美
		福祉保険部	保護第3課	野村 泰輔
		子育て支援部	子育て支援課	原口 靖史
		環境部	環境保全課	武田 和明
		経済観光部	産業振興課	三浦 弘人
		消防本部	市民安心課	山崎 里佳
		学校教育部	教育政策課	青木 禎
		上下水道部	料金課	村上 広明
	【B班】 (10名)	総合政策部	秘書課	前多 孝美
		税務部	納税課	大江 隆寿
		市民生活部	市民活動課（地域まちづくり担当）	谷口 敦哉
		子育て支援部	子育て相談課	福田 素子
		環境部	ごみ減量推進課	小松 一恵
		経済観光部	経済総務課	保坂 祥平
		都市建築部	建築指導課	守田 昌代
		消防本部	総務課	堺井 雅彦
		上下水道部	下水処理センター	長野 弥生
市立旭川病院事務局	経営管理課	大杉 康則		
〈行政運営分野〉	【C班】 (9名)	行政改革部	行政改革課	藤永 淳
		総務部	総務課	菊地 一人
		福祉保険部	介護高齢課	山本 東美
		保健所	健康推進課	伊藤 純子
		農政部	農政課	川西 初美
		土木部	土木総務課	和田 光矢
		学校教育部	教育指導室学務課	佐久間 理江
		社会教育部	文化振興課	杉山 康博
		議会事務局	総務調査課	大西 広朗
	【D班】 (9名)	総務部	人事課	坂田 しのぶ
		保健所	保健指導課	加藤 麻子
		農政部	農業センター	鈴木 理記
		都市建築部	都市計画課	伊東 史行
		土木部	土木事業所	登野 千夏
		議会事務局	議事課	坂上 大介
		農業委員会事務局	農地係	高柳 雄太
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	蛸名 英城
		監査事務局	監査事務局	多田 信人

**(仮称)旭川市まちづくり基本条例  
素案骨格検討報告書  
～ より良い“旭川”にするために ～**

まちづくり基本条例庁内ワーキンググループ編